

# 令和5年度食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業について

〔令和4年（2022年）9月1日〕  
北海道農政部食の安全推進局食品政策課

## 1 事業の概要

農林水産物・食品の輸出について、輸出先国等の規制・条件（食品衛生、HACCP等（※））に対応するため、食品製造事業者等の施設の改修及び新設、機器の整備や体制整備をはじめ、新たな輸出先国向けに対応するために必要な製造ラインや保冷庫の整備や導入、衛生管理強化のためのコンサルタント費用等の経費を支援するものです。

※ ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS、ハラール、コーシャ等への対応等。以下「輸出向けHACCP等」といいます。

なお、本事業は概算要求段階であり、以下2～11の記載事項については今後修正等がある可能性があります。また、実際の事業実施は別途制定される要領等に基づきますので留意願います。

## 2 事業実施対象者

食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等

※ 法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含まれます。

## 3 取組対象

輸出先国の規制等への対応を行うため、本事業により以下のアからウまでに定める輸出向けHACCP等の認定・認証を取得する取組（既に輸出向けHACCP等の認定・認証を取得している事業者が、認定・認証範囲の追加等を行う場合を含む）及びエに定める対応を行う取組

ア 輸出促進法第17条に基づく適合施設の認定取得を行う場合

イ 輸出に対応するために必要な以下のa又はbの認証取得を行う場合

a ISO22000、GFSI承認規格（FSSC22000、SQF、JFS-C等）、FSMA（米国食品安全強化法）への対応、ハラール・コーシャ

b JFS-B、有機JAS等

ウ 上記ア又はイに定める輸出向けHACCP等の認定・認証を既に取得している事業者であり、事業実施計画において以下のcからfまでに定める認定・認証範囲の追加等を行う場合

c 認定・認証品目の追加

d 認定・認証製造ライン等の追加・変更

e 認定・認証対象エリア等の追加・変更

f 既に取得した認定・認証を維持しつつ、当該認定・認証品目等に係る機器整備などを行う場合

エ 輸出先国における検疫や添加物等の認定・認証の取得等を伴わない規制への対応を行う場合

## 4 交付対象経費等

### (1) 施設等整備事業

本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸出先国の規制に対応するために必要な施設等の整備に係る経費（施設の新設、増築、改築及び修繕を含む。）とします。

ただし、施設の新築及び増築については、掛かり増し分のみが対象となります。

※ 掛かり増し分とは、工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、輸出向けHACCP等の認定・認証取得を行う場合の経費からHACCP等の認定取得を行わなかった場合の経費を差し引いた金額をいいます。（新築及び増築ともに、新たに施設を整備することから、新たに日本国内向けのHACCP（危害要因分析必須管理点）衛生基準をクリアできる施設を整備した場合に加えて、さらに輸出向けHACCP等の認定・認証取得に必要な整備を行った場合に割高となった費用が対象となります）

※ 対象施設・機器の例

- ・ 施設の衛生管理の強化対応する排水溝、床、壁等の改修
- ・ 空気を經由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入
- ・ 厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入
- ・ 製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入 等

(2) 効果促進事業

輸出向けHACCP等の認定・認証取得に係る費用、輸出向けHACCP等の導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、(1)の施設・機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に係る経費とします。ただし、(1)の交付対象事業費の20%以内とします。(海外バイヤー等の招へい等の販売促進費用は除く)

5 交付率、交付の上限額・下限額

(1) 交付率

施設等整備事業及び効果促進事業の交付率は、次のとおりです。

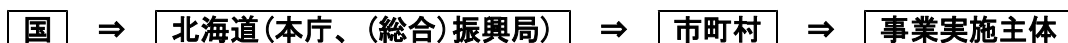
- ① 施設等整備事業  
交付率 1 / 2 以内
- ② 効果促進事業  
定額 (①の交付対象事業費の20%以内)

(2) 交付の上限額・下限額

1 事業申請あたりの交付金は、上限が3億円、下限は500万円となります。

※ 複数の施設・機器を導入する場合、導入する機器を一式と考え、その合計額を交付対象事業費とすることができます。

6 補助の流れ



7 成果目標

事業実施計画期間は5年となります。本事業の目標年度は事業実施後5年以内となり、成果目標は、目標年度における輸出の増加額とし、目標年度における輸出額を、現状の輸出額と比較して1千万円以上増加させることとします。

8 採択基準及び配分基準

(1) 主な採択基準

- ・ GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。
- ・ 交付対象事業費に充てるために金融機関その他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費※の10%以上の貸付けを受けて事業を実施すること。  
※ 全体事業費とは、施設等整備事業と効果促進事業の事業費の合計額をいう。
- ・ 事業実施主体においてHACCPチームが編成されていること。なお、チームメンバーにはHACCP研修受講済みの者を必ず含むこと（本事業により輸出拡大に取り組む品目が食品の場合に限る）。
- ・ 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目（製品）について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。（事業実施後、輸出を開始できる目処が立っていること。（既に輸出商社等との連携が図られており、輸出先国・地域までの商流構築に支障を来す恐れがないこと））
- ・ 過去に本事業の類似国庫補助事業を実施している場合は、当該事業の成果目標及び認定・認証を取得予定であった事業者においては、当該認定・認証取得を既に達成していること。
- ・ 輸出事業計画認定済み又は認定見込みであると認められること。
- ・ その他、ハード整備事業に係る一般的な基準（事業実施主体の財務状況が安定した事業運営が可能であると認められること等）を満たすこと。

## (2) 配分基準

事業実施計画書の内容を元に配分基準に基づく採点（ポイント加算）を行い、ポイントの合計値が高い事業者から順に採択されます。（合計値は最大30ポイントで、15ポイント以上の事業実施計画が採択対象となります）

【配分基準の主な評価項目】

- ・ 直近3年の輸出実績の有無
- ・ 取得済の輸出向けHACCP等の認定・認証の有無
- ・ 輸出目標額
- ・ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に位置づけられた品目の輸出拡大の有無
- ・ 輸出向けHACCP等の認定・認証の取得予定の有無
- ・ 事業実施計画の策定に当たり、輸出向けHACCP等の認定・認証の取得に向けて品質・衛生管理専門家を活用した調査・検討を実施しているか。
- ・ 都道府県ポイント（地域の振興作物・産品など地域の実情を踏まえた取組となっているか）等

## 9 留意事項

国による要望調査にエントリーする場合は、以下の点についてご留意願います。（今回の要望調査時においては提出不要ですが、事前に準備を進めてください。）

- ・ 本事業の事業実施計画において、輸出向けHACCP等の認定・認証を取得することとしている場合は、本事業の成果目標年度までに当該認定・認証を取得の上、輸出の拡大に取り組み、事業の目的を達成することが必要です。（事業実施の翌年度から成果目標年度までの間、毎年度、自ら事業実施状況の点検を行い、事業実施状況を道に報告する必要があります。）
- ・ 事業実施計画の策定に当たっては、施設認定の取得に向けた事前の調査・検討を行う必要があります。国による要望調査時においては、品質・衛生管理専門家等の活用、指導内容及びその対応状況等が分かる書面を併せて提出いただくこととなりますので予め準備を進めてください。
- ・ 事業費算定に当たっては原則として、複数の者から見積書を徴収し比較検討することとされています。（特殊な設備であって日本国内では1社のみ取扱されているようなものである場合は、当該仕様としなければならない理由書及び代理店証明等が必要です。）
- ・ 交付の対象とする施設・機械等は、原則として、耐用年数が概ね5年以上かつ50万円以上のものとします。
- ・ 過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めてください。
- ・ 施設の新築及び増築については、掛かり増し分のみが対象となりますので、国による要望調査時においては、当該掛かり増し費用・内容が分かる詳細な比較表についても併せて提出願います。
- ・ 事業の実施に当たり、建築基準法等に基づく確認、農地法等に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、あらかじめ関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得てください。

## 10 今後のスケジュール（想定）

令和4年

12月下旬頃 令和5年度農林水産省予算概算決定

令和5年

～2月下旬頃 事業実施計画書（案）の受付（実施要望事業者 → 道 → 農林水産省）

3月下旬 採択結果の通知（農林水産省 → 道 → 事業実施者）

3月31日 補助金割当額の内報（農林水産省 → 道 → 事業実施者）

4月中～下旬 事業実施計画書提出（事業実施者 → 道 → 農林水産省）  
5月中旬 事業実施計画承認・補助金内示（農林水産省 → 道 → 事業実施者）  
5月下旬 補助金交付申請（事業実施者 → 道 → 農林水産省）

#### 11 問い合わせ先

最寄りの市町村（産業、商工担当課）を通じて総合振興局・振興局農務課までお問い合わせください。

**30-6 2030年輸出5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施のうち  
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備 【令和5年度予算概算要求額 850（600）百万円】**

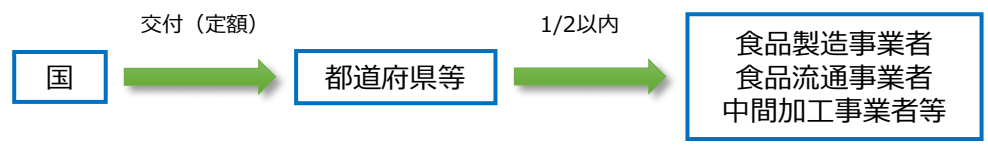
**<対策のポイント>**  
 食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

**<事業目標>**  
 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

**<事業の内容>**

- 加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。
  - 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
  - ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
  - 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備
- 施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費（効果促進事業）**を支援します。

**<事業の流れ>**



**<事業イメージ>**

**排水溝**

施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修

厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入

空気を經由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入

製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入